

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和元年八月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十一年四月十八日奈良県指令郡土第二一八号

令和元年七月一日奈良県指令郡土第二一八一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年八月二十日郡土第五九四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市中町二八五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市二階堂上ノ庄町三〇六一二

株式会社カークリニツク九九 代表取締役 若本優基